〔その他の政治団体〕の部国観連近畿観光協議会のうち3中

「本部又は支部から供与された交付金に係る収入　995,000　を削り、

国観連奈良会　135,000
国観連京都会　340,000
国観連滋賀会　70,000
国観連兵庫会　280,000
国観連和歌山会　120,000
国観連大阪会　50,000」

「3　本年収入の内訳　」を

「3　本年収入の内訳
個人の党費・会費　995,000　に改め、
（199人）　」

同部国観連近畿観光協議会のうち4中

「（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）　995,000　を削り、　」

同部大樹中国地方本部のうち1中

「収入総額　9,221,733」を
「収入総額　10,721,733」に、
「本年収入額　9,075,694」を
「本年収入額　10,575,694」に改め、

同部大樹中国地方本部のうち2中

「支出総額　9,021,039」を
「支出総額　10,521,039」に改め、

同部大樹中国地方本部のうち3中

「寄附　9,014,524
政治団体分　9,014,524」を
「寄附　10,514,524
政治団体分　10,514,524」に改め、

同部大樹中国地方本部のうち4中

「政治活動費　8,267,997
組織活動費　8,267,997」を
「政治活動費　9,767,997
組織活動費　9,767,997」に改め、

同部大樹中国地方本部のうち5中

「大樹全国会　8,814,524　都・港区議　」を
「大樹全国会　10,314,524　都・港区議　」に改め、

同部番町政策研究所のうち8中

「金田　正昭　3,680,010　9. 4. 25」を
「金田　正昭　3,680,100　9. 4. 25」に改める。

○総務省告示第三百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、国観連近畿観光協議会、政経紅台塾、政経文化フォーラム及び番町政策研究所から訂正の報告があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第三百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社日本玄洋社福岡県本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

平成19年分〔その他の政治団体〕の部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち1中

「収入総額　0」を
「収入総額　176,575
本年収入額　176,575」に改め、

同部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち2中

「支出総額　0」を
「支出総額　176,575」に改め、

同部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち2の次に次のように加える。

3　本年収入の内訳
寄附　176,575
個人分　176,575
4　支出の内訳
政治活動費　176,575
機関紙誌の発行その他の事業費　176,575
宣伝事業費　176,575
5　寄附の内訳
（個人分）
年間五万円以下のもの　176,575

〔その他の政治団体〕の部国観連近畿観光協議会のうち3中

「本部又は支部から供与された交付金に係る収入　970,000　を削り、

国観連奈良会　135,000
国観連大阪会　55,000
国観連和歌山会　100,000
国観連兵庫会　275,000
国観連京都会　340,000
国観連滋賀会　65,000」

「3　本年収入の内訳　」を

「3　本年収入の内訳
個人の党費・会費　970,000　に改め、
（194人）　」

同部国観連近畿観光協議会のうち4中

「（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）　970,000　を削り、　」

同部政経紅台塾のうち4の次に次のように加える。

5　資産等の内訳
（借入金）
酒井　昇治　1,434,000

同部政経文化フォーラムのうち1中

「収入総額　10,353,488」を
「収入総額　11,353,488」に、
「本年収入額　9,763,866」を
「本年収入額　10,763,866」に改め、

同部政経文化フォーラムのうち3中

「機関紙誌の発行その他の事業による収入　9,760,000
政経文化フォーラム（計2回）　」を

「機関紙誌の発行その他の事業による収入　10,760,000
第65回政経文化フォーラム　4,840,000
第66回政経文化フォーラム　4,920,000
第67回政経文化フォーラム（平成21年1月22日開催）　1,000,000」に改め、

同部政経文化フォーラムのうち5中

「第66回政経文化フォーラム
（政治団体からの対価の支払）
郵政政策研　1,000,000　都・港区　を究会　」

「第66回政経文化フォーラム
（政治団体からの対価の支払）
郵政政策研　1,000,000　都・港区
究会

第67回政経文化フォーラム（平成21年1月22日開催）　に改め、
（政治団体からの対価の支払）
郵政政策研　1,000,000　都・港区
究会　」

同部番町政策研究所のうち8中

「金田　正昭　3,680,010　9. 4. 25」を
「金田　正昭　3,680,100　9. 4. 25」に改める。

○総務省告示第三百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社日本玄洋社福岡県本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第五百八十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

平成20年分〔その他の政治団体〕の部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち1中

「収入総額　0」を
「収入総額　300,000
本年収入額　300,000」に改め、

同部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち2中

「支出総額　0」を
「支出総額　300,000」に改め、

同部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち2の次に次のように加える。

3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（5人）　300,000
4　支出の内訳
政治活動費　300,000
機関紙誌の発行その他の事業費　300,000
宣伝事業費　300,000